

令和 2 年 度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 2  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 20 |
- 

令和 2 年 1 2 月 1 4 日 (月曜日)

# 文教福祉委員会会議録

令和2年12月14日 月曜日

午前10時00分開議

午後 0時21分閉議（実時間131分）

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
  1. 議案第115号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号
  1. 議案第116号・令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号
  1. 議案第117号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号
  1. 議案第119号・令和2年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号
  1. 議案第123号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））
  1. 議案第125号・指定管理者の指定について（八代市立希望の里たいよう）
  1. 議案第132号・八代市介護保険条例の一部改正について
  1. 議案第133号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
  1. 議案第134号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
  1. 請願第1号・国の責任で小・中学校の全学年に少人数学級の実施を求める意見書の提出方について
  1. 所管事務調査
    - ・教育に関する諸問題の調査
    - ・保健・福祉に関する諸問題の調査
- （第4期八代市障がい者計画、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画の策定について）
- （八代市成年後見制度利用促進計画の策定に

ついて）

（八代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 西 濱 和 博 君  
副委員長 村 山 俊 臣 君  
委員 亀 田 英 雄 君  
委員 古 嶋 津 義 君  
委員 前 川 祥 子 君  
委員 村 上 光 則 君  
委員 百 田 隆 君

※欠席委員 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼  
福祉事務所長 小 林 眞 二 君  
健康福祉部次長兼  
福祉事務所次長 白 川 健 次 君  
国保ねんきん課長 西 田 裕 一 君  
健康推進課長 南 睦 子 君  
長寿支援課長 山 内 真奈美 君  
理事兼健康福祉政策課長 野 田 章 浩 君  
障がい者支援課長 高 崎 博 文 君  
障がい者支援課長  
補佐兼認定給付係長 吉 田 浩 君

## ○記録担当書記 村上政資君

（午前10時00分 開会）

○委員長（西濱和博君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）

○委員長（西濱和博君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部より説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号中、第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして、白川健康福祉部次長より説明いたします。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君）

皆様、改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、白川でございます。本日はよろしくお願ひします。

座って説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 別冊となっております議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算書・第12号をお願ひいたします。

文教福祉委員会付託分について、御説明をいたします。

まず、3ページを御覧ください。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額8345万2000円を追加し、補正後の予

算額は116億6308万8000円に、項2・児童福祉費で50万4000円を追加し、補正後の予算額は101億8163万3000円に、また、項4・災害救助費で77万5000円を追加し、補正後の予算額は3億6854万7000円とし、民生費の総額は、3つ上になります。254億2216万2000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で補正額104万4000円を追加し、補正後の予算額は18億8913万2000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、76億2542万8000円としております。

続きまして、19ページをお願ひいたします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

上段の表になりますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費に7566万6000円を計上いたしております。

その内訳ですが、まず、節18・負担金補助及び交付金の6942万6000円は、説明欄1つ目の後期高齢者医療広域連合負担金事業において、令和元年度の後期高齢者医療に係る療養給付費負担金の確定に伴い不足が生じたことから、追加納付する経費を補正するものでございます。

また、節27・繰出金の624万円は、説明欄2つ目の後期高齢者医療特別会計繰出金事業、及び、説明欄3つ目の介護保険特別会計繰出金事業において、平成30年度の税制改正に伴う令和3年度以後の保険料算定や制度の改正に対応するため、後期高齢者医療システム及び介護保険事務システムの改修に要する経費の一部をそれぞれの特別会計へ繰り出すものでございます。

なお、特定財源はございません。

次に、目3・社会福祉対策費で補正額778

万6000円を計上いたしております。

その内訳ですが、まず、節12・委託料の138万6000円は、説明欄1つ目の被災者見守り対策事業（豪雨災害）において、応急仮設住宅に入居する独り暮らしの高齢者世帯や要配慮世帯等が安心した日常生活を送ることができるよう、見守り強化対策として民間セキュリティー会社等を利用した緊急通報システムを設置するために要する経費を補正するものでございます。設置期間は令和3年1月から令和4年3月までの15か月間を予定しております。

また、節18・負担金補助及び交付金の640万円は、説明欄2つ目の被災者転居費用等助成事業（豪雨災害）において、応急的な住宅での居住を余儀なくされた被災者が、再建先として、県内の住宅、民間賃貸住宅、公営住宅等に入居する際の費用を助成するために要する経費を補正するものでございます。1世帯当たり、引越し費用を助成する転居費用助成として10万円を、礼金や仲介手数料などの初期費用を助成する民間賃貸住宅入居費用助成として20万円を、また、公営住宅の入居に必要な物品等の購入費を助成する公営住宅入居支援として10万円を支給いたします。支援対象期間は、令和2年7月5日から令和4年7月4日までの24か月間を予定しております。

なお、特定財源として、全額、球磨川流域復興基金交付金がございます。

次に、中段の表の項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で補正額50万4000円を計上いたしております。

これは、放課後児童健全育成事業（豪雨災害）において、令和2年7月豪雨により被災した家庭の経済的負担の軽減を図るため、被災世帯に属する児童の放課後児童クラブの利用料の全部または一部を支援するための経費を補正するものでございます。

なお、特定財源として、全額、球磨川流域復

興基金交付金がございます。

次に、下段の表の項4・災害救助費、目1・災害救助費で補正額77万5000円を計上いたしております。

これは、建設型応急住宅等管理事業（豪雨災害）において、令和2年7月豪雨により住居に被害を受けた被災者の方で、自らの資力では住宅を確保することができない方の一時的な住居の安定を図ることを目的として、熊本県により整備された市内2か所の応急仮設住宅について、団地内の集会所、外灯、駐車場等の維持管理に必要な経費を補正するものでございます。

なお、特定財源として、全額、災害救助費負担金と集会施設等維持管理補助金がございます。

20ページをお願いします。

上段の表の款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で補正額104万4000円を計上いたしております。

これは、水道施設補助金事業において、令和2年7月豪雨により泉町古園地区が管理運営している水道施設で、被災した取水施設や水道管の復旧を早急に行うため、その災害復旧に要する費用の一部を補助する経費を補正するものでございます。

なお、特定財源として、全額、球磨川流域復興基金交付金と豪雨災害寄附金がございます。

これで、令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号の説明といたします。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 特にないんですが、1件。19ページ、社会福祉総務費、後期高齢者医療広域連合負担金というのがあったと思います。特定財源なしということで6900万追加ということなんですけど、去年に比べてどうな

のかということ、分かれば教えてくれますか。段々増えていくのかなという、一般財源からずっとせんぱつとでしょ。だけん、その辺のちょっと推移といいますか、分かれば教えていただきたいと思います。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。よろしくお願いたします。

実績額ですが、去年は総額で16億5464万円でございます。令和元年度の実績が117億7768万でございます、30年度よりも若干多くなっているということでございます。

過去の推移を見ますと、毎年少しずつですが負担金は増えているという状況でございます。

以上です。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） 亀田委員、よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 一般会計からどうしてっていうこちゃなかつたでしょうけど、なかなか大変ですよ。ずっとこれ一般財源から入れていかんばとある。何かの手当ばせんぱつちやなかるうかなという気もします。意見です。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、質疑を終了します。

意見がありましたら願いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第114号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時12分 小会）

（午前10時13分 本会）

◎議案第115号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第115号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第115号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号につきまして、西田国保ねんきん課長より説明をいたします。御審議のほど、よろしく願いたします。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の西田でございます。どうぞよろしく願いたします。

座って説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第115号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算について、御説明させていただきます。

資料は、お手元の令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算書・第3号にて御説明いたします。

それでは、予算書の1ページ目をお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億4156万7000円といたしております。

また、第2条においては繰越明許費を、第3条においては債務負担行為を追加しております。それらの内容は3ページになります。

3ページをお願いします。

第2表・繰越明許費として、款5・保健事業費、項2・特定健康診査等事業費、事業名、特定保健指導事業に202万円を計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響で今年4月から5月実施の特定健診が休止となり、12月まで延期して実施となったことに伴い、特定健診受診後の特定保健指導についても延期となり、年度内の完了が困難になったため繰り越すものでございます。

その下、第3表・債務負担行為補正の表でございませぬ。

1項目めの診療報酬明細書点検整理等業務委託は、医療機関から国保連合会を通して請求される診療報酬明細書の点検委託に係る業務でございませぬ。

2項目めは国民健康保険証作成経費で、限度額324万8000円を設定しております。

いずれも年度当初から履行を開始するもので、予算執行の事前準備として、新年度開始前に契約締結を行う必要がありますので、記載している期間と限度額の設定を行うものでございませぬ。

続きまして、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、6ページをお願いいたします。

下の段の3、歳出において、款3・国民健康保険事業費納付金、項1・医療給付費分、目2・退職被保険者等医療給付費分に105万9000円を追加しております。

これは、平成30年度に県に納付した国民健康保険事業費納付金のうち、退職者医療制度の適用を受ける退職被保険者分の精算に伴いまして、不足が生じたことから追加納付する経費でございませぬ。

財源につきましては、上段の2、歳入において、款1・国民健康保険税、項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税に歳出と同額の105万9000円を計上しております。

以上で、議案第115号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんでしょうか。

○委員（亀田英雄君） 繰越明許費の部分なんですけど、新型コロナウイルスの影響でいろんな事業が幾つかあつとじゃなからうかと思うんですけど、これだけですか。繰り越されるのは。どっかにはなけて、繰り越す理由は聞いたんですけど、やっぱ待つとる人がおつとならばせんばんとだろし、どんな具合ですか。ほかに。これだけが繰り越す理由というのは何かあるわけですか。この事業だけを。ていうか、もう、これだけができなかつたて話なんですか。分からないから。

○健康推進課長（南 睦子君） 健康推進課の南でございませぬ。

特定健診に関して言いますと、特定健診が延期になりました関係でございませぬ、健診のほうが実施できないということで延期されるということでの繰越明許費になってます。

それ以外につきましては、健康推進課での事業としてはありません。（委員亀田英雄君「ああ、なかつたですか」と呼ぶ）はい。

以上です。（委員亀田英雄君「これだけちゅうことですね」と呼ぶ）はい。（委員亀田英雄君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第115号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第116号・令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号

○委員長（西濱和博君） 次に、議案第116号・令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第116号・令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号につきまして、引き続き西田国保ねんきん課長より説明をいたします。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 西田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第116号・令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算について、説明させていただきます。

資料は、お手元の補正予算書、令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算書・第2号にて御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお願いいたし

ます。

第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ46万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9798万3000円といたしております。

内容につきましては、5ページをお願いいたします。

下の段の3、歳出において、款1・総務費、項2・徴収費、目1・徴収費に46万2000円を追加しております。

これは、平成30年度税制改正に伴う、後期高齢者医療保険料算定に係る軽減措置判定基準の見直しなどに対応するため、現在使用しております後期高齢者医療システムの改修に要する経費でございます。

財源については、上段の2、歳入において、款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金に37万円を計上しております。また、その下の表、款7・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に経費の5分の1に当たる9万2000円を計上しており、一般会計繰入金と国庫補助金を合計して、歳出と同額の46万2000円を計上しております。

以上で、議案第116号・令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、

これより採決をいたします。

議案第116号・令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

(午前10時23分 小会)

(午前10時24分 本会)

◎議案第117号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、議案第117号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

議案第117号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号につきまして、山内長寿支援課長より説明をいたします。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○長寿支援課長(山内真奈美君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)長寿支援課の山内でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○長寿支援課長(山内真奈美君) それでは、別冊になっております議案第117号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算書・第4号を用いまして説明させていただきます。

初めに、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ2億327万5000円を追加し、補正後の歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ146億7778万5000円といたしております。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

予算書の6ページをお願いいたします。

まず、3の歳出について御説明いたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費に1001万円を追加し、補正後の額を2億3815万6000円といたしております。

内容は、説明欄にございますように、介護給付一般事務事業となります。こちらは、介護保険事務システム改修の委託料でございます。平成30年度の税制改正に伴います令和3年度以降の介護保険料算定に係る所得段階判定の基準の改正や、要介護認定の際の有効期間の変更や認定調査票の項目追加、介護予防・日常生活支援総合事業利用者の基本チェックリストの入力機能の追加など、介護保険制度等の改正に対応するためのシステムの改修費用となっております。

次に、款の5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金及び還付加算金に1億9326万5000円を追加し、補正後の額を1億9557万5000円といたしております。

内容は、説明欄にございますように、国県等償還金事業となります。この返還金の内訳は、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となりました負担金及び交付金について、国及び県へ返還するものとしたしまして1億9255万8000円と、平成28年度から平成30年度の地域支援事業交付金の再確定に伴いまして、同じく国及び県へ返還するもの70万7000円となっております。

次に、1ページ戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款5・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・介護保険特別補助金に414万円を追加し、補正後の額を同額の414万円といたしております。

これは、先ほど歳出で説明させていただきました、介護保険法の制度改正に伴いますシステム改修に要する経費の国補助金2分の1でございます。

次に、款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金に587万円を追加し、補正後の額を23億8700万4000円といたしております。

これは、介護保険法に規定されたルール分の繰入金で、介護保険制度改正に伴うシステム改修に要する経費から国庫補助金を除いた額を繰り入れるものでございます。

次に、款9・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金で、歳出で説明させていただきました国県等償還金事業と同額の1億9326万5000円を追加し、補正後の額を1億9326万6000円といたしております。

以上で、議案第117号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○委員長（西濱和博君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（亀田英雄君）** ちょっと分かりにくか部分のちょっとあるんですけど、ちょっと教えてください。

歳出で、1億9000万、国へ返還すって話だということですよ。繰越金で1億9000万って言うとは、その辺の仕組みばちょっと、もうちょっと分かりやすく話ばしてくれんですか。私が理解ができんとばってんが。

それと、続けてよかですか。

**○委員長（西濱和博君）** はい。

**○委員（亀田英雄君）** それとですね、1億9000万、国へ返さんばって話だったでしょう。その理由。数が減ったのか、返すようになった理由です。主な理由。こういうことで1億9000万を、まあ言えば、不用になったちゅ話でしょう。返すということは。その内容についてちょっとお知らせください。

**○長寿支援課長（山内真奈美君）** まず、財源として繰越金のほうが、今回、国県返還金のほうに、まず財源として繰越金のほうを組んでいるということの御質問だと思うんですけども、昨年度の事業費に相当する国と県からの基金であったりとか交付金だとかのですね、お金を頂いているという形になります。ですので、昨年度事業ということですので、今年度返す場合は、令和元年度から令和2年度に持ってきた繰越金のほうで財源のほうを充てるという形になります。（委員亀田英雄君「分かった」と呼ぶ）

あと、2点目で、どういったケースでこの過剰といいますか、多くなったのかという話だと思うんですけども、この交付金というのが、例年、前年度に概算要求という形でどれだけ翌年度やれますかというような調査がございます。来年これだけ交付してくださいという形で申請を行いまして、交付を受けるという流れになります。実績自体がですね、下回ったという形になりますけれども、例年、大体いつも多くいただいて、翌年に返すというのがこの交付金の、ほぼほぼそういう形になっておりますので、例年、返還という形にはなりません。見込み自体をある程度やはり見込みますので、どうしても誤差は出ますので、やはりこの場合は返還という形を取らせていただいているところで

幾つか種類がありますけれども、その中には追加交付を受けられないものもございますの

で、どうしても概算で多めにいただいて、精算でお返しするという形になっております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 確認なんですけど、通常の言わば誤差の範囲内ということで理解してよかですかね。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 例年、この精算はですね、何種類かございまして、積み重ねになっておりますが、2億から3億程度お返しするという形になります。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。ほかにございせんか。

○委員（前川祥子君） 分からない部分ではあるんですが、介護保険の制度改正への対応ということで、システム改修でそういった説明がございました。

そのシステム改修っていうのは毎年行われているものなんですか。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 今回、介護保険法の制度改正というのが大きく3年に1度やってまいりますけれども、今回はこの改正に伴うものが多うございます。

このほかに、先ほども最初に説明させていただきましたように、税制改正があっております、30年度に税制改正行われておりますが、今回、介護の保険料を判定する場合、所得段階ごとに判定を行います、そういった形で基準が変わったというもので1点改修を必要とするものがございます。

また、先ほども申しました介護保険法自体ですね、介護保険制度自体の改修に伴いましては、認定審査の支援システムという形で、認定審査を行ったときに、その方々の主治医意見書のデータであったりとか、その記録というものを入れるというシステムがございまして、そういったものも項目が追加されたりとかした場合は改修が必要となっておりますので、行ってい

ます。

ですので、介護保険法が変わるときは、このシステム改修というものは出てくるというふうに今まではなっております。

以上です。

○委員（前川祥子君） 今後、2025年が高齢者のピークだというふうに言われてますけど、今後、認定の条件っていうものがさらに厳しくなっていくんじゃないかなというふうに思いますが、そこはどうなんでしょうか。どういうふうに関及んでいらっしゃるのか分かりますでしょうか。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 今回、3年に1度、ちょうど後ほどですね、所管事務調査のほうでもお話しさせていただきますが、介護保険の計画のほうで改定するというか、再度つくるといって時期になっております。このときには介護保険法というのは少し大きな改正をされますけれども、今回、今、委員がおっしゃったようなことについては、国のほうからのお示しはあっておりません。

ですが、将来的なところはもちろん分からない部分もございまして、ただ、今のところそういうところの通知・通達はないというふうにお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（前川祥子君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) なければ、これより採決いたします。

議案第117号・令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

(午前10時37分 小会)

(午前10時37分 本会)

◎議案第119号・令和2年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、議案第119号・令和2年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

議案第119号・令和2年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号につきまして、野田健康福祉政策課長より説明をいたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○理事兼健康福祉政策課長(野田章浩君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)健康福祉政策課、野田でございます。

すみません、座らせていただきまして説明させていただきます。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長(野田章浩君) それでは、別冊となっております議案第119号・令和2年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号について、御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回、第1条で債務負担行為の設定を行っております。

2ページをお願いします。

第1表・債務負担行為でその内容を記しておりますが、医療事務業務委託に要する経費について、来年度にかけて債務負担行為を設定しております。

限度額につきましては、単価契約となりますことから、1件当たり700円に取扱件数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を限度額といたしております。

これは、泉町にございます椎原診療所におきまして、保険診療報酬の請求に係る医療事務を民間業者に委託しておりますが、新年度予算で契約するに当たり、4月1日の事業開始前に契約相手方の決定等の事前準備が必要になることから、今回の債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、議案第119号・令和2年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長(西濱和博君) では、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、これより採決いたします。

議案第119号・令和2年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号・専決処分の報告及びその承

認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号（関係分））

○委員長（西濱和博君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第123号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第123号・専決処分の報告及びその承認について、令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号中、第3款・民生費につきまして、白川健康福祉部次長より説明をいたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） はい。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 議案第123号・専決処分の報告及びその承認について、議案書の3ページからの令和2年度八代市一般会計補正予算書・第10号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分について、御説明をいたします。

なお、補正予算の内容は、9月定例会後に、令和2年7月豪雨災害に伴い緊急に対応が必要となった被災者支援に係る経費について、令和2年10月2日に専決処分を行ったものでございます。

まず、7ページをお願いいたします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費、項1・社会福祉費で6887万2000円を追加し、補正後の予算額は115億8125万3000円とし、民生費の総額は、1つ上になりますが、253億558

1万2000円としております。

それでは、歳出の具体的内容について、御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

下段の表の、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、補正額1887万2000円を計上いたしております。

これは、被災者生活再建支援事業（豪雨災害）において、令和2年7月豪雨により被災した世帯の見守りや相談支援等を行い、被災者の安定した日常生活を支え、早期の生活再建と自立支援を図る八代市地域支え合いセンターを八代市社会福祉協議会に委託し、運営するために要する経費を補正したものでございます。

なお、特定財源として、県支出金10分の10がございました。

次に、目3・社会福祉対策費で、補正額5000万円を計上いたしております。

これは、災害見舞金等支給事業（豪雨災害）において、令和2年7月豪雨により、居住する住家について、罹災証明書の交付を受けた世帯や、長期にわたり自らの住家に居住できないため、災害救助法における応急仮設住宅の供与の対象に認定された世帯に対し、本市独自の施策として、1世帯当たり10万円の災害見舞金を支給するために要する経費を補正したものでございます。

なお、特定財源として、全額、ふるさと元気づくり応援寄附金がございました。

以上で、議案第123号・専決処分の報告及びその承認についての説明とさせていただきます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（亀田英雄君） 災害見舞金等の本市独自の施策をですね、つくっていただいて感謝なんですけど、ですけどは、もう感謝なんです。

あともう少しですね、長期避難あたりに、一般質問でも申しましたが、害獣被害とか何とか出ておりますので、もしよければですね、調査していただいて、その辺の手当てができるものならば検討していただきたいなということを思う次第です。制度には大変感謝しております。

以上です。

○委員長（西濱和博君） 意見としてでよろしいですね。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第123号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第10号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

小会します。

（午前10時46分 小会）

（午前10時47分 本会）

◎議案第125号・指定管理者の指定について  
（八代市立希望の里たいよう）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、議案第125号・八代市立希望の里たいように係る指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 議案第125号・指定管理者の指定につ

きまして、高崎障がい者支援課長が説明をいたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○障がい者支援課長（高崎博文君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）障がい者支援課の高崎でございます。

議案第125号・指定管理者の指定について、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 市の障害者福祉施設であります八代市立希望の里たいようの指定期間が今年度末で終了しますことから、令和3年度からの指定管理者の候補者を選定しましたので、議案を上程させていただいたところでございます。

お配りしております、右上に議案第125号関係資料と表示してあります、A4サイズ、2枚つづりの資料を御覧ください。

まず、施設の概要でございます。施設名は、高下西町に設置してあります八代市立希望の里たいようでございます。詳細は、A3判の両面カラー印刷のリーフレットにて説明をさせていただきます。

八代市立希望の里たいようは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律〔障害者総合支援法〕に規定する障害福祉サービス事業所として、平成20年6月に開設された施設です。この施設は、障害のある人が働く意欲と能力を発揮し、地域で生きがいを持ち、自立した社会生活が実現できるように支援することを目的としておりまして、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型の障害福祉サービス事業を実施しております。

事業内容としましては、まず、生活介護は、常時介護を必要とする方に食事や入浴、排せつなどの介護、創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の維持向上のための支援を行います。右側のページの上のほう

に活動の様子を写真で紹介してありますが、血圧などを測定するバイタルチェックやフルーツキャップづくりなどの生産活動、体力維持訓練、貼り絵などの創作活動などに取り組まれる方々を支援しております。

次の就労移行支援は、一般事業所での就労を希望される方に、生産活動や職場実習などを通じて就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うとともに、適性に合った職場を探し、就職後の職場定着のための支援を行います。右側のページにありますように、パンの製造・販売や印刷の作業に取り組まれる方々を支援しております。

3つ目の就労継続支援B型は、通常の事業所で働くことが困難な方に就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上のための訓練を行います。右側のページにありますように、買物籠の洗浄や公園での清掃・除草作業、紙箱の組立てなどの軽作業に取り組まれる方々を支援しております。

そのほか、リーフレットの最後のページにありますように、会議室やコミュニティーホールの貸出しも行っております。

なお、これら3つの事業の定員は77人で、今年の11月末現在の登録者は75人でございます。登録者の内訳は、知的障害者が57人、身体障害者が13人、精神障害者が5人となっております。1日の平均利用者数は、約60人でございます。

以上が希望の里たいようの概要でございます。

先ほどの資料1ページにお戻りいただきまして、2、指定の期間でございますが、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間で予定しております。

次に、施設の管理経費（委託料）でございます。

令和3年度から7年度までの各年度、ゼロ円を予定しております。施設の管理運営の経費に

ついては、障害福祉サービスを利用される方々の受入れに対して支給されます給付費で賄えると思っております。

次に、指定管理者候補者の概要でございます。

指定管理者候補者は、社会福祉法人八代市社会福祉事業団でございます。

八代市社会福祉事業団は、八代市が基本財産300万円、運営財産350万円を出資して、市長を理事長とする社会福祉法人として昭和52年3月31日に設置されました。

設立の目的は、市が設置します各種社会福祉施設の受託経営で、施設の運営を適切かつ能率的に行うことにより、本市における社会福祉の増進に寄与することでございます。

事業内容は、八代市立希望の里たいようにおける障害福祉サービス事業のほか、児童発達支援センターのぞみでの障害児通所支援事業、八代市立保寿寮での養護老人ホームに関する事業などがございます。

従業員は、非常勤職員を含め、現在41人でございます。

次に、指定の経緯でございますが、本年6月定例会の文教福祉委員会所管事務調査において、非公募で指定管理者候補者を選定する旨の説明をしておりましたが、非公募の場合でも公募の場合と同様に候補者の審査・評定を行うこととなっておりますので、7月に指定管理者の募集を行いまして、10月に指定管理者候補者選定委員会を開催し、その審査・評定の結果に基づき、市長決裁により指定管理者候補者を決定しております。

2ページをお願いします。

6、指定管理者候補者選定委員会委員については、民生委員、児童委員、熊本高等専門学校教授、税理士など外部の方にもお願いしまして、8人で構成いたしました。

選定委員会では、八代市社会福祉事業団による事業計画等についてのプレゼンテーションが

行われ、選定委員会委員には、その内容に対するヒアリングや、提案がありました事業計画書などについての審査を行っていただきました。

次に、選定結果でございます。

審査項目と配点は、事業計画書の内容が市民の平等・公平な使用を確保するものであるかの適否、施設の効用を最大限に発揮させるものであるか、80点、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか、30点などでございます。

審査の結果は、委員8人の評定平均が、配点合計200点中146点でございます。公の施設の指定管理者制度に関する運用指針では、配点合計の100分の60以上を適と定めておりまして、本件では120点以上が適となります。この基準点を上回っておりましたので、指定管理者の候補者となったところでございます。

8、今後の日程としましては、本定例会で承認をいただければ、速やかに指定管理者の候補者を指定管理者に指定し、その旨、告示いたします。その後、令和3年3月に協定書を締結し、4月1日から指定管理施設の運営を開始することとなります。

以上が、議案第125号・指定管理者の指定についての説明でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（西濱和博君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。

**○委員（古嶋津義君）** 指定管理者については1団体のみということでありましたが、選定委員会等を踏まれて、選定結果も出ておりますし、異論はございません。

ただ、施設の管理経費について、私もちょうどこの、平成20年、ちょうど文教委員長でございましたので、施設のオープンに出席をさせて各施設は全部見させていただきました。それから何年か、たいよう祭りか何かずっと毎年あったようではありますが、それにも参加をさ

せていただいて、内容については熟知をいたしているつもりであります。ただ、この3番の各年度ゼロ円とありますが、その他の収入を充てるということでもあります。この辺のところはパンの製造とか販売、買物籠の洗浄、公園作業員さん、そういうのが入ってるわけですか。これには。

**○障がい者支援課長（高崎博文君）** 希望の里たいようのですね、施設を利用される方に対する（委員古嶋津義君「使用料金」と呼ぶ）給付費がありますので、公費のほうでサービスの提供料みたいな形で支給されるものが施設の運営費のほうに回りますので、事業収入だけではなくて、基本的には事業収入のほうは利用者の方がサービスを提供されることに対しての賃金や経費として賄われる部分になります。

それ以外にサービスを提供する、それを支援するものが給付費として、支給をされております。

**○委員（古嶋津義君）** ということは、2点ほどお尋ねしますが、ということは、管理経費についてはそれで十分賄っていただけるということではありますが、施設も建設からもう十二、三年たつてると、劣化とかございませんでしょうか。その2点。

**○障がい者支援課長（高崎博文君）** 施設についてはですね、市の施設でございまして、改修等が必要な場合は基本的には市のほうでやるような形です。ただし、リスク分担がありまして、一定の金額までは指定管理者のほうで賄っていただくというようなやり方を取っております。

**○委員（古嶋津義君）** 了解です。

**○委員長（西濱和博君）** よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

**○委員（前川祥子君）** ここの施設の利用もしてらっしゃいますけど、利用料ってこの収入は指定管理者のほうに入っていくと、市のほ

うに入っていくんですか。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 利用料については、指定管理者のほうに入ってます。

○委員（前川祥子君） じゃあ、その利用料っていうのは何か使うところっていうか、使用するところはどんな形にされてるんでしょうか。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 使用といいますと、すみません。ちょっと、今、質問の内容がうまく伝わってなかったの、もう一度お願いしてよろしいですか。

○委員（前川祥子君） この利用料っていうのは、例えば、ここの維持管理費とかそういう形で使われていらっしゃるんでしょうか。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 主には施設の職員さん方の人件費あたりに回る経費が主なものでございます。

○委員（前川祥子君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第125号・八代市立希望の里たいように係る指定管理者の指定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は可決されました。

小会します。

（午前11時01分 小会）

（午前11時03分 本会）

◎議案第132号・八代市介護保険条例の一部

改正について

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第132号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林真二君）

議案第132号・八代市介護保険条例の一部改正につきまして、山内長寿支援課長より説明をいたします。御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課、山内でございます。よろしくお願ひいたします。

座りましての説明をお許してください。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第132号・八代市介護保険条例の一部改正についてでございます。

内容の説明につきましては、お手元にお配りさせていただきました資料、右肩に議案第132号・文教福祉委員会説明資料、長寿支援課とあります八代市介護保険条例の一部改正についてを基に説明させていただきます。

最初に、1の改正理由でございます。今回の改正は、地方税法の改正によりまして、地方税における延滞金の文言の見直しなどが行われましたことから、地方税法に準ずる形で延滞金の定めを置いております介護保険条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要でございますが、地方税法におきまして、特例基準割合が延滞金特例基準割合、猶予特例基準割合、還付加算金特例基準割合と3つの名称に改正されております。これを受けまして、本市の介護保険条例の附則中の介護保険料に係る文中の特例基準割合を延滞金特例基準割合へと変更いたすものでございます。

変更の内容といたしまして、資料の中ほどに、現行と改正後を表にて示しております。

条例の附則、第3条中、延滞金の割合といたしまして、通常分と納期限後1か月以内と2種あり、おのおのの表記に特例基準割合の定めがございますが、これを延滞金特例基準割合に名称を変更するものとなっております。その割合については変更はございません。

最後に、3、施行日でございますが、地方税法の改正の施行日と同じ、令和3年1月1日といたしております。

以上で、議案第132号・八代市介護保険条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第132号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時07分 小会）

（午前11時08分 本会）

◎議案第133号・八代市国民健康保険税条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、議案第133号・八代市国民健康保険

税条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第133号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、西田国保ねんきん課長より説明をいたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。よろしく願いいたします。

座って説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第133号・八代市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。

議案書は33ページから34ページの部分でございますが、説明は事前にお配りしております資料により説明させていただきます。資料はございますでしょうか。

すみません。まず初めに、申し訳ありませんが、資料のタイトルに誤りがありましたので御説明いたします。（「これですね」と呼ぶ者あり）

八代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要とありますが、税の文字が抜けておりました。正しくは、八代市国民健康保険税条例でございますので、訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございません。

それでは、資料の1、改正の趣旨でございますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しがございました。内容は、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円を振り替えるものなどがございますが、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正概要でございますが、国民健

康保険税の軽減判定基準額の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えるものでございます。

下の表を御覧ください。7割軽減基準のところでございますが、改正前では基礎控除額が33万円でございます。これは、前年の総所得が33万円以下の世帯が7割軽減の対象となるということでございます。改正後では、基礎控除額を10万円引き上げた43万円とし、足す10万円掛ける（給与所得者等の数引く1）の額以下の世帯が対象となるものでございます。

その下の5割軽減基準額、2割軽減基準額も同様に、改正後の基礎控除額を43万円とし、足す加算額の28.5万円、52万円はそのままですが、足す10万円掛ける（給与所得者等の数引く1）の額を軽減判定基準額とするものでございます。

表の下の例を御覧ください。給与収入が80万円の者が2人の世帯のケースでございます。

改正前は、この世帯の所得は、（80万円引く65万円の給与所得控除）掛ける2人とすると、30万円になります。7割の軽減基準額が33万円ですので、軽減判定は所得額30万円が基準額33万円以下ですので、7割軽減該当ということになります。

その下の矢印のところですが、改正後の例ですが、給与所得控除が65万円から55万円へ10万円引き下げられますので、この世帯の所得は、（80万円引く55万円）掛ける2人とすると、50万円となります。税制改正に伴い、この世帯の収入は変わらないのに、所得は20万円も上がることとなります。このケースでも改正後の7割軽減基準は、43万足す10万円掛ける（2引く1）で、53万円となりますので、7割軽減該当となります。軽減判定所

得で増えた額と同額を基礎控除額に上乗せすることで、改正前と同じ軽減判定割合とするものでございます。

最後に、3、施行期日は令和3年1月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（亀田英雄君） 課長、よく分からない。安なっとか高くなるか、ちょっと分かりやすく言えんかな。ちょっと、ごめん。（国保ねんきん課長西田裕一君「分かりやすくでございますか」と呼ぶ）よく分からない。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

すみません、分かりづらくてですね、申し訳ございません。

要するにですね、税法上の改正がございまして、そこで所得控除の取扱いが変わったんですが、それをそのまま国保のですね、保険税の算定に適用しますと不利益が出てくるということで、その不利益が出ないような措置を今回行ったということで、（委員亀田英雄君「不利益が出ない」と呼ぶ）改正前と改正後、同様の軽減が受けられるような措置を行ったということでございます。

○委員（亀田英雄君） じゃあ、何というか、あんまり変わらんちゅう話ですかね。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

そういうことでございます。

○委員（亀田英雄君） 分かりました。

以上です。私はオーケーです。何かよう分からんもん。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見  
ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) なければ、これより  
採決いたします。

議案第133号・八代市国民健康保険税条例  
の一部改正については、原案のとおり決するに  
賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本  
案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第134号・八代市後期高齢者医療に関  
する条例の一部改正について

○委員長(西濱和博君) 次に、議案第134  
号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部  
改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

議案第134号・八代市後期高齢者医療に関  
する条例の一部改正につきまして、引き続き西  
田国保ねんきん課長より説明をいたします。御  
審議のほど、よろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長(西田裕一君) 国保ねん  
きん課の西田でございます。引き続きよろしく  
お願いいたします。

座って説明させていただきます。

議案第134号・八代市後期高齢者医療に関  
する条例の一部改正につきまして、御説明させ  
ていただきます。

議案書は35ページから36ページの部分で  
ございますが、説明は、事前にお配りしてお  
ります資料により御説明させていただきます。資  
料はございますでしょうか。

それでは、まず、資料の1、改正の趣旨で  
ございますが、地方税法の改正により、特定基  
準割合の文言の見直し等がなされましたので、  
後期高齢者医療保険料に係る延滞金について、  
所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正概要でございますが、後期高  
齢者医療保険料に係る延滞金の割合の特例中の  
特例基準割合を延滞金特例基準割合へ名称を改  
めるものでございます。

資料の中ほどの改正イメージを御覧くださ  
い。

延滞金の行で、本則では延滞金を年14.  
6%の割合で加算することになっております  
が、右の現行の特例では、特例基準割合に7.  
3%を加算した割合になっております。これ  
を、改正案では7.3%の加算はそのままに、  
特例基準割合を延滞金特例基準割合と名称を  
変更するものでございます。

また、納期限1か月以内の場合は、本則が  
7.3%、現行の特例が特例基準割合に1%を  
加算した割合であり、これを、改正案では1%  
の加算はそのままに、延滞金特例基準割合と  
名称を変更するものでございます。

最後に、3、施行期日は令和3年1月1日と  
しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よ  
ろしくお願いいたします。

○委員長(西濱和博君) それでは、以上の部  
分について質疑を行います。質疑ありませ  
んか。

○委員(古嶋津義君) これは、先ほど審議・  
可決しました介護保険条例の一部改正と内容  
は同じですか。

○国保ねんきん課長(西田裕一君) 内容は  
同じでございます。

○委員(古嶋津義君) 理解しました。

○委員長(西濱和博君) よろしいでしょ  
うか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、  
以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。意見  
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、これより採決いたします。

議案第134号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、しばらく小会します。

(午前11時18分 小会)

(午前11時19分 本会)

◎請願第1号・国の責任で小・中学校の全学年に少人数学級の実施を求める意見書の提出方について

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは、新規の請願1件です。

それでは、請願第1号・国の責任で小・中学校の全学年に少人数学級の実施を求める意見書の提出方についてを議題といたします。

要旨は文書表のとおりであります。念のため、書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(西濱和博君) それでは、本請願について、質疑、御意見等はございませんでしょうか。

○委員(古嶋津義君) 確かにコロナ対策として3密にならないような工夫をします。また、聞いてみれば、先生方の負担が軽減をされ、また、丁寧な授業ができるという、大変願意は理解をするものであります。

ただ、国の義務教育、国庫負担金の範囲内でしてくれということでもあります。追加財源は伴わないということでもあります。このことも請願

をすることで国を動かすということはできるだけだろうと思います。

ただ、じゃあ、問題がないのかなと調べてみましたところ、児童生徒の先行研究をするところがありまして、そこでしましたところ、大きな効果は認められないということでありました。また、教師のほうからいうと、きめ細やか指導ができると言われる一方、悪いことは、少人数だけだと子供を先生方がコントロールできている、悪いほうもあるということでもあります。また、少人数だと教師の質を低下させたり、授業準備に集中できなくなる事態を招く危険性があるなど、問題点が指摘をされております。

まだまだこのほかにも多数あったようですが、そういうことで、今後もう少し委員会としても調査研究をしていく必要があるのではないかというふうに判断をいたしております。

そういうことで、継続審査をお願いできればなど。

以上です。

○委員長(西濱和博君) ほかにありませんでしょうか。

○委員(百田 隆君) 古嶋委員が今言われたようなですね、ことがいろいろと、ぼちぼち考える部分がありますので、継続審査はどうでしょうかね、と思います。

○委員長(西濱和博君) ほかにございませんか。

○委員(前川祥子君) これ、一般質問でもありましたけど、教育委員会の長の答弁でもですね、少人数学級ってことに関しては、今の流れの中でもそういう統一的な考え方はあるにしても、それを具現的にするというに関しては、教室の増設、職員の増員、それから、経費の増額と、そういった問題がまず出てくるというお話でした。それを考えたら、すぐすぐにはできるような話でもないなというふうにも私

も捉えました。

まずは、この件に関しては、先ほどおっしゃいましたように調査研究をしながら、拙速な形で答えを出すこともないのではないかなというふうに思っております。私も継続という形を取ったほうがまずはいいのではないかなと思っております。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんか。

○委員（村山俊臣君） 今回、このように慎重に話し合っていくことがとても重要であると私も皆さんがおっしゃられるように感じておりますので、当委員会におきましても慎重に審議を進めていくことが適当であると考えますので、私も継続審査を求めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんでしょうか。

小会します。

（午前11時25分 小会）

---

（午前11時26分 本会）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

先ほど各委員からの発言、継続審査を求める御意見でございました。

これより採決をいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

請願第1号・国の責任で小・中学校の全学年に少人数学級の実施を求める意見書の提出方については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終

了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

（午前11時27分 小会）

---

（午前11時28分 本会）

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

---

- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

（第4期八代市障がい者計画、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画の策定について）

○委員長（西濱和博君） それでは、まず、第4期八代市障がい者計画、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画の策定について、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

まず、第4期八代市障がい者計画、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福

祉計画の策定につきまして、高崎障がい者支援課長より御説明申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○障がい者支援課長（高崎博文君） こんにちは。障がい者支援課、高崎でございます。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

第4期八代市障がい者計画等の策定について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○障がい者支援課長（高崎博文君） お配りしております資料が4点ございますが、右上に令和2年12月文教福祉委員会所管事務調査資料①としてあります、A4、2枚つづりの第4期八代市障がい者計画等の策定についての資料をお願いいたします。

今年度、本市では、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について、障害者基本法などに基づき策定事務を進めております。それぞれの計画の内容としましては、障がい者計画は障害者のための施策に関する基本的な計画、また、障がい福祉計画は障害福祉サービスについての、障がい児福祉計画は障害児通所支援及び障害児相談支援についての提供体制の確保や円滑な実施に関する計画でございます。実施計画に相当するものでございます。

計画策定の体制としましては、障害者団体や障害福祉施設関係者等で組織する八代市障がい者計画等策定・評価委員会や、市関係課で構成する第4期八代市障がい者計画策定庁内部会が担い、そこで協議・検討を重ねてまいりました。

計画策定の経緯でございますが、基礎調査として、障害をお持ちの人や市民へのアンケート、障害福祉サービス事業者や団体等へのアンケートやヒアリング、さらには、障害福祉サービス事業者への意向調査を実施しております。

また、計画策定に向け、これまで八代市障がい者計画等策定・評価委員会を3回、庁内部会

を2回開催し、計画案を取りまとめております。

今後は、パブリック・コメントや、八代市障がい者支援協議会からの意見聴取を行った上で、策定・評価委員会などで改めて確認をいただき、本年度3月に各計画の策定を行う予定でございます。

それでは、各計画について説明をいたします。

まず、第4期八代市障がい者計画でございます。

右上に白抜き文字で令和2年12月文教福祉委員会所管事務調査資料と書かれたA4、3枚つづりの第4期八代市障がい者計画〔概要版〕をお願いいたします。

障がい者計画は、障害者の自立と社会参加の支援等の施策に関する基本的な計画でございます。障害者基本法において、国や都道府県、市町村ごとに策定が義務づけられております。

本市におきましては、平成18年度に第1期の八代市障がい者計画を策定し、現在、第3期計画により障害者施策を推進しております。今年度は第3期計画の最終年度となっておりますことから、令和3年度からの第4期計画を策定するものでございます。

2ページをお願いいたします。計画の位置づけを図で示してあります。

八代市障がい者計画を策定するに当たっては、国の障害者基本計画、熊本県の障がい者計画を踏まえるとともに、八代市総合計画や関連分野の各計画との整合性を図る必要があります。

計画の期間でございますが、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は3年を1期とするよう法で定められておりますが、障がい者計画の計画期間は任意に設定できます。それぞれの計画の計画期間のサイクルを合わせるために、障がい者計画の期間は令和3年度から令和8年度まで

の6年間としています。

3ページをお願いします。

計画の進行管理ですが、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。また、必要に応じて、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えを取り入れ、取り組んでまいります。

続きまして、八代市の障害者の現状です。

障害種別ごとに見ますと、身体障害者手帳所持者は減少傾向、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

4ページをお願いします。

計画の全体像をお示ししております。

国においては第4次障害者基本計画で、熊本県においては第5期熊本県障がい者計画で、共生社会の実現を目指しています。

本市におきましても、目指す姿を、ともに支えあい、自分らしく暮らせる、心のかよいあいまち、やつしろ、とし、共生社会の実現に向けた取組を総合的に推進してまいります。そして、目指す姿の実現に向けて、3つの基本目標を設定しています。

1つ目が、自立と地域生活の確立です。

これは、障害のある人の様々な状況の中での自立を支えるとともに、地域の中で充実した生活が続けられるような施策を推進するという目標です。

2つ目は、自己選択・決定と社会参画の推進です。

これは、障害のある人が、主体的に自らの選択により意思決定ができ、また、社会参画が促進されるよう施策の充実を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に取り組むという目標です。

3つ目が、ともに生きる地域社会の実現です。

これは、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、共に支え合いながら

地域で安心して生活できるよう、様々な社会的障壁を取り除き、誰でも住みやすい地域社会づくりに取り組むという目標です。

これらの基本目標を実現するために、9つの分野別施策を設定し、取り組むこととしています。

第4期計画の目指す姿、基本目標、分野別施策については、一部文言の修正のほか、新たに追加した施策取組が1つございますが、国の障害者基本計画や熊本県の障がい者計画が見直される予定がないことから、基本的に第3期計画を踏襲した内容となっています。

新たに追加した施策は、9、差別の解消と権利擁護の推進の(4)行政機関における合理的配慮の推進です。

行政機関には、合理的配慮について法的義務が課されており、率先して取り組むべきものですが、第3期計画において、市役所における合理的配慮に関する事項が示されていなかったため、追加しております。

5ページをお願いします。

検証指標でございますが、本計画では、目指す姿の達成状況を検証するため、3つの指標を設定することとしています。

設定しました指標の1つ目は、八代市は障がいのある方が住みやすいと思うと答えた人の割合、2つ目は、障がい者サポーターの登録者数、3つ目は、差別を感じたり、嫌な思いをした経験があると答えた人の割合です。

これらの指標は、計画策定に当たり実施したアンケートや本市の重点戦略として行っているものです。

続きまして、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画について説明をいたします。

資料は、右上に令和2年12月文教福祉委員会所管事務調査資料と書いてあります、A4、3枚つづりです。

まず、計画の内容でございます。

障がい福祉計画は障害者総合支援法に基づき、また、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき策定が義務づけられている計画です。これらの計画は、国の基本指針に即して、障害福祉施策に関する成果目標や障害福祉サービス等の必要な量の見込み等を定めたもので、本市では、令和3年度から5年度までの3年の期間で、第6期八代市障がい福祉計画と第2期八代市障がい児福祉計画を一体的に策定することとされています。

県においても、これらの計画を策定することとなりますので、国の基本指針に基づき、県と調整を図りながら計画を作成していきます。

続きまして、2ページの2、成果目標です。

国の基本指針において、障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標やそれを達成するため、活動指標を計画に見込むことが適当とされており、7つの目標が示されております。

福祉施設入所者の地域生活への移行について、令和元年度末時点の福祉施設入所者数の6%以上を地域生活に移行するとともに、令和5年度末の福祉施設入所者数を1.6%以上削減することを基本とします。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、県の障がい福祉計画で設定されることとなっております。

地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所以上確保しつつ、年1回以上運用状況の検証・検討することを基本とします。

3ページをお願いします。

福祉施設から一般就労への移行等について

は、福祉施設から一般就労への移行者数について、令和5年度中に令和元年度の移行実績の1.27倍以上にすること、就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業の就労定着率について、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。

次に、障害児支援の提供体制の整備等については、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村等に1か所以上設置すること、障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村等に少なくとも1か所確保すること、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置することを基本とします。

4ページをお願いします。

相談支援体制の充実・強化等については、新たに追加されたものです。

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村等において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

最後に、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築についても、新たに追加されたものです。

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障

害福祉サービス等の研修への参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所等との共有、指導監査結果の関係自治体との共有を図る体制を構築することを基本とします。

次の、3、障害福祉サービス等の必要な量の見込みと方策、5ページの、4、障害児通所支援等及び障害児相談支援の見込みと方策、5、地域生活支援事業の見込みと方策については、それぞれのサービスや事業ごとに、令和3年度から5年度の必要な見込量等を計画に盛り込む予定としております。

以上で、第4期八代市障がい者計画、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画の説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（西濱和博君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。ございませんでしょうか。

○委員（前川祥子君） 非常に基本的なことをお伺いするようなんですが、障害児と申し上げれば、これは18歳未満というふうに捉えてよろしいですか。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 障害児というようなくりをすれば、年齢的には18歳未満というふうに捉えていただいて結構です。

○委員（前川祥子君） 分かりました。

こういうことをお尋ねしていいのか、障害児が八代市の人口的に何%いるのかとか、または、障害福祉に関係されている方々は人口的に何%いらっしゃるかっていうのは。大体でよろしいんですが。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 18歳未満のですね、まず、身体障害者、すみません、手帳のほうの所持者で申し上げますと、身体障害者手帳が全体で6066人、これは昨年度の年度末の数字でございますが、そのうち18歳未満の方が83人、1.4%です。今のは身体

障害者手帳の数になります。

それから、療育手帳の所持者で申し上げますと、全体で1624人いらっしゃいますが、そのうち18歳未満が516人、31.8%です。

それから、精神障害者保健福祉手帳の所持者が1373人いらっしゃいますが、そのうち18歳未満が76人で、割合で5.5%といったような状況です。

それから、先ほど御質問いただきました障害者の施設で児童に携わられてる方の数ということでしたけれども、申し訳ありません、今、手元に資料がございませんで、お答えができません。

○委員（前川祥子君） 障害福祉に関係されている対象の方が、今、どれぐらいというのは、今、はっきりは分からないということでもよろしいですか。携わられてるっていうのは、福祉を対象になってる方ですね。

○障がい者支援課長補佐兼認定給付係長（吉田浩君） こんにちは。障がい者支援課認定給付係の吉田です。

障害児の通所支援事業、いわゆる放課後等デイサービスとか未就学児が御利用します児童発達支援、こちらの人数に関しましては、3月末現在で約780名ぐらいの支給決定の児童さんがお持ちでございます。

○委員（前川祥子君） 今のは障害児に関係してですね。

じゃあ、18歳以降というのは分からないと。ここには計画ではないからですね。それをお伺いすること自体がちょっと話にならないのかもしれないんですが、八代市全体で障害の福祉に対応されている、対象になる方がどれぐらいいらっしゃるかと。18歳以降も八代市内にお住みになってる方もいらっしゃると思うんですが、そういうことをお伺いしたかったんですけど、ここは障がい児福祉計画ですから。

（「ん、障がい者計画でしょう」と呼ぶ者あり）よろしいですか。それはちょっとすぐは分からないでしょ。あ、でも、障がい福祉計画と第2期八代市障がい児童福祉計画ですから、両方聞いてもいいんですよね。（「うん、よかよ」と呼ぶ者あり）

○障がい者支援課長補佐兼認定給付係長（吉田浩君） 18歳以上の障害者のサービスの御利用の方につきましては、令和元年度の末現在で1224名の方が支給決定を持ってらっしゃいます。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（前川祥子君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（西濱和博君） ほかに何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、第4期八代市障がい者計画、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画の策定についてを終了します。

小会します。

（午前11時51分 小会）

（午前11時52分 本会）

・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市成年後見制度利用促進計画の策定について）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、八代市成年後見制度利用促進計画の策定について、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

八代市成年後見制度利用促進計画の策定につきまして、山内長寿支援課長より説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課の山内でございます。よろしく申し上げます。

それでは、座りましての説明をお許してください。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、所管事務調査の八代市成年後見制度利用促進計画について、説明させていただきます。

皆様のお手元には、計画の全編の冊子1冊と、右肩に令和2年12月14日文教福祉委員会所管事務調査資料①長寿支援課とありますA4の紙1枚と、A3の1枚ものが2つに折られているものの資料を配付させていただいております。説明につきましてはこの配付資料の①を用いてさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、資料①のA4の1枚ものを御覧ください。

初めに、この計画の策定の背景でございます。

国におきましては、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律を制定し、翌年の平成29年には、成年後見制度利用促進基本計画を策定したところでございます。

この国の計画策定によりまして、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、必要となる支援、その他の措置を講ずるよう努めることとされましたことから、本市におきましても計画の策定を行っているところでございます。

本市の計画の策定に当たりましては、条例に基づきまして、成年後見制度利用促進計画策定審議会を設置いたしまして、委員を10名の方にお越し、御審議いただいているところでございます。

これまでの策定の経緯とスケジュールですけれども、策定の審議会を6月、9月、11月と、現在まで3回開催いたしております。

今後の予定といたしましては、12月に市民

に対しますパブリック・コメント募集を行い、来年の2月に第4回の審議会を開催し、その後、審議会からの答申を経て、3月に計画の決定を予定いたしております。

それでは、A3の1枚ものの資料を御覧ください。

この計画ですけれども、第1期の計画となりますので、初めに、この成年後見制度というものの制度概要について、説明させていただきます。

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方の日常生活を法的に支援する仕組みで、支援を行う人を成年後見人等、支援を受ける人を成年被後見人等と呼び、成年後見人等が行う支援は、主に財産管理と身上保護の2つの支援となります。

また、成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度と大きく2種類に分けられます。

資料の下の方になりますけれども、②の任意後見制度につきましては、本人が事前に成年後見人等を選んでおき、その方と契約を結んでおくものとなります。

その上のもう一つの制度、①法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になったときに、御本人やその御家族などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所が、その本人に合う成年後見人等を選ぶというものです。

法定後見制度は、表の下のほうにあります。判断能力が不十分、判断能力が著しく不十分、判断能力が欠けているというように、本人の判断能力の程度によりまして3つに分けられております。支援を行う後見人は、それぞれ下から補助人、保佐人、成年後見人と呼ばれております。

それでは、1枚めくっていただきまして、A3見開きの概要版に沿いまして、計画の全編について説明させていただきます。

最初に、①計画の策定の目的でございます。

平成12年以降、高齢・障害福祉分野におきまして、社会福祉サービスの利用につきましては、契約制度へと移行しております。しかし、判断能力が不十分な方は、様々な課題や困難が生じてしまうおそれがあることから、この方々が不利益を被ることなく社会福祉サービス等を利用できるよう、成年後見制度が開始されたところでございます。

しかし、成年後見制度が十分に利用されていない現状がございましたので、それを鑑みまして、国は制度の利用促進に関する法律を制定し、基本計画を策定されたところでございます。

これを受けまして、本市におきましても、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するために、八代市成年後見制度利用促進計画を策定するものでございます。

次に、②計画の位置づけと計画期間でございます。

関連計画でございます八代市高齢者福祉計画、第8期八代市介護保険事業計画、また、第4期八代市障がい者計画、これらと一体的に連動して取り組み、そのほか関連計画との整合、連携を図るといたしております。

なお、計画期間につきましては、介護保険事業計画の計画期間と合わせまして、令和3年度から令和5年度の3年間といたしております。

それでは、下の③成年後見制度に関する現状を御覧ください。

初めに、高齢化率などの推移でございます。平成30年度と令和2年度の比較表を掲載しておりますが、高齢化率は年々増加傾向にございます。また、制度利用の対象者となられます認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方も年々増加しております。また、このほかにも、周囲にまだ把握されていない方々も存在すると思われるため、さらに支援が必要と思われる方は多いことが予想されますが、――。

○委員長（西濱和博君）　お願いします。

○長寿支援課長（山内真奈美君）　支援が必要と思われる方は多いことが予想されておりますけれども、これに反しまして、制度の利用者は減少しており、制度の利用が進んでいない現状がうかがえます。

次に、制度に対する市民の認知状況でございます。

市民に対するアンケートの結果では、高齢者も障害のある方も、制度を詳しく知らない人が半数以上いらっしゃって、市民に広く制度が認知されていない状況となっております。

次に、福祉関係機関の制度理解について、福祉関係機関への調査を行っております。成年後見制度に関する研修等を行っている事業所は50事業所中34事業所という状況でございますが、事業所によりまして、研修体制や内容に違いがあり、制度理解の差が発生していると予想されます。

次に、制度に関して不足するものにつきまして、同じく福祉関係機関に対し調査を行っております。その中では、市民向け取組、相談先の明確化といった取組が特に不足しているという意見が多く聞かれております。

最後に、専門職後見人の受任状況について、弁護士会、社会福祉士会、司法書士会の専門職団体に対し調査を行っております。

成年後見人等の仕事は、一旦受任すると、利用者御本人が判断能力を取り戻したり、あるいは、お亡くなりになられるまで続きます。しかし、専門職の人数は増えていないため、一人当たりの受任件数が増加し続けており、その結果、選任を申し立てても成年後見人等が選任されるまで時間を要し、スムーズな選任ができていないという状況がございます。

これらの現状を踏まえまして、④に課題といたしまして3点に整理しております。

最初に、課題1といたしまして、成年後見制

度自体が知られていない、課題2といたしまして、成年後見制度に関する支援体制が明確化されていない、課題3といたしまして、成年後見人等の担い手が少ないといたしております。

概要版の右のページを御覧ください。

これらの課題を解決するため、⑤に、一人ひとりが尊重され、誰もが安心して暮らせるまち、やつしろ、と基本理念を掲げ、認知症や精神上の障害により判断能力が不十分であったとしても、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人らしい日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用体制を整備し、対応を強化していくことを目指しますといたしております。

次に、⑥の施策の展開では、⑤の基本理念の実現に向けて、基本目標を掲げ、主要施策に取り組むとしております。

基本目標は課題に対応して設定しており、成年後見制度自体が知られていないという課題に対しましては、成年後見制度の広報・啓発を基本目標とし、主要施策として、1、広報機能の充実、2、関係機関の理解促進を掲げております。

次に、成年後見制度に関する支援体制が明確化されていないという課題に対しましては、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを基本目標に掲げ、主要施策に、3、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・整備、4、成年後見制度利用者のための相談体制の構築、5、本人に寄り添った成年後見人等の選任に向けた取組、6、成年後見等開始後の成年後見人等に対する相談体制の構築と、4つの施策を掲げております。

成年後見人等の担い手が少ないという課題に対しましては、担い手確保に向けた取組を基本目標に掲げ、主要施策に、7、成年後見人等の確保、8、成年後見制度利用支援事業の充実の2つの施策を掲げております。

また、主要施策の1、2、3、7につきましては、第1期計画の期間中、特に取り組む重点施策といたしております。

最後になります。⑦に計画の評価及び進行管理といたしまして、計画に基づく各種施策及び事業の進行管理を行うといたしているところでございます。

以上で、所管事務調査、第1期成年後見制度利用促進計画に関する説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等ございませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、八代市成年後見制度利用促進計画の策定についてを終了いたします。

---

#### ・保健・福祉に関する諸問題の調査

（八代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について）

○委員長（西濱和博君） 次に、八代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について、説明をお願いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

八代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定につきまして、引き続き山内長寿支援課長より説明をいたします。よろしくお願いたします。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課の山内でございます。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、座りましての説明をお許しくささい。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、第8期八代市介護保険事業計画等の策定について、説明させていただきます。

説明につきましては、皆様のお手元に計画の全編1冊と説明用の資料を配付させていただいております。

説明用の資料には、右肩に令和2年12月14日文教福祉委員会所管事務調査資料②長寿支援課とございます、A4の7枚つづりとなっております資料となります。

それでは、まず1ページを御覧ください。

最初に、介護保険事業計画等の法的位置づけでございます。

介護保険事業計画は、国の基本指針に即して、3年を1期とし、市町村が行う介護保険事業に係る計画で、介護保険法に基づき策定が義務づけられている計画でございます。

また、高齢者福祉計画につきましても、老人福祉法に基づき策定が義務づけられており、介護保険事業計画と一体的に作成されなければならないと定められているものです。

次に、定めに基づきまして、介護保険事業計画等策定・評価審議会を設置しており、計画につきまして御審議いただいております。現在の審議会の委員の選任に当たりましては、関係団体等から御推薦をいただき、16名の方に委員をお願いしているところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

これまでの策定の経緯でございます。

昨年の12月から今年の9月までに4種類の基礎調査を行っております。また、審議会を7月、10月、11月と、現在まで3回開催しているところでございます。

今後の予定といたしましては、12月に第4回となります審議会を開催し、その後、市民に対するパブリック・コメント募集を行い、翌年の令和3年2月に第5回審議会を開催、審議会からの答申を経まして、3月に計画の決定といたしております。

それでは、3ページをお願いいたします。

これより、計画の素案の概要を説明させてい

たきます。

初めに、策定の趣旨でございます。国の目指す地域共生社会の実現の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの深化・実現を目指すとしております。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには、その子供、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年を見据え、人として尊重され、地域の支え合いにより安心して暮らせるまちを目指すとしてしております。

次に、ページの中ほどより、介護保険制度の概要と計画の変遷を掲載しております。

介護保険制度は平成12年より始まりましたが、国の示す策定方針には、第5期より在宅医療・介護連携の推進、第6期より地域包括ケアシステムの推進などが盛り込まれており、今回の第8期計画におきましては、第7期までの方針を踏襲した上で、新たに介護予防・健康づくりの推進、共生社会の実現に向けた体制づくり、認知症共生・予防の推進を進めるとされております。

次に、4ページをお願いいたします。

計画期間と位置づけでございます。第8期介護保険事業計画、高齢者福祉計画、いずれも令和3年度から令和5年度の3年間といたしております。

2つの計画の位置づけでございますが、下のほうに関係図を掲載しております。八代市総合計画、市の地域福祉計画、みんなのえがお八代プランを上位計画といたしまして、現在策定中の第6期八代市障がい福祉計画など、市の関連計画や県の福祉・医療などの関連計画と連携及び整合を図るといたしております。

5ページをお願いいたします。

計画の基本理念と基本目標でございます。基本理念に、人として尊重され、地域の支えあいにより安心して暮らせるまちをめざします、地域包括ケアシステム構築のために、を掲げてお

ります。

また、基本理念を実現するために、生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進など、5つの基本目標を掲げております。

次に、6ページをお願いいたします。

計画の推進でございます。基本目標を達成するための主要施策に基づき、実施する具体的施策及びその目標値を定め、いわゆるPDCAサイクルによる進捗管理を行うといたしております。

次の日常生活の圏域についてですが、介護保険事業計画では、国より、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされており、第8期計画におきましても、地域包括支援センターの担当区域を考慮し、第7期と同一の6圏域といたしているところでございます。

7ページをお願いいたします。

先ほど説明いたしました、計画の5つの基本目標を達成するために、主要施策を掲げ、各施策を展開することといたしております。15の主要施策を掲げておりますが、ここでの一つの説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。

介護サービスの事業量の見込み及び第1号被保険者保険料でございます。

初めに、介護保険料の考え方でございますが、介護保険制度では、40歳以上の方に介護保険料を御負担いただき、老後の不安の原因である介護を介護保険制度により社会全体で支える仕組みとなっております。

介護保険制度では、介護サービス費のうち、利用者負担分を除きました費用の総額を、公費と被保険者の保険料で半分ずつ負担することとなっております。

第8期計画中に必要となる給付費を見込み、介護保険料を設定いたします。介護保険料の設定は、8ページの下の方のような流れで行っております。

それでは、9ページを御覧ください。

高齢者人口の推計といたしまして、介護保険の被保険者数の将来推計を行っております。この推計では、40歳から64歳の第2号被保険者は減少が続き、65歳以上の人口も第8期中には減少に転じると見込まれます。また、75歳以上の人口につきましては、団塊の世代の方が全て75歳以上になる令和7年度までは増加すると見込んでおります。

次の10ページをお願いいたします。

ここでは、第1号被保険者要介護度別認定者数の将来推計を行っております。より介護度が高い要介護1から要介護5の方は増加する見込みが予想されております。

1と2のこの2つの推計から見えるものを、10ページの下の方に、推計からの見通しという形でまとめております。人口及び40歳から64歳の第2号被保険者は減少が続き、65歳以上の人口も第8期中には減少に転じると見込まれます。その結果、保険料を御負担いただく支える世代の減少により、1人当たりの保険料の増加傾向は続くと推測されます。

また、75歳以上の人口につきましては、団塊の世代の方が全て75歳以上になる令和7年度までは増加する見込みであり、介護度が高い要介護度等認定者の増加傾向は続くと推計により、介護度が高い高齢者が増加し、給付費の増加傾向は続くと推測いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

第8期計画中の介護給付サービス量を見込み、そのサービスに必要な標準給付費見込額を見込んでおります。

表の下の方から2段目、網かけをしております標準給付費見込額(小計)のところを御覧ください。

令和3年度は約139億5000万円、令和4年度は約143億6000万円、令和5年度は約146億3000万円を見込み、3年間の

合計は約429億3000万円と見込んでいます。

同じように、地域支援事業についても見込みを行っております。中ほどの表になりますけれども、地域支援事業費の3年間の見込みは約13億6000万円といたしているところがございます。

次に、12ページをお願いいたします。

地域密着型サービス基盤の整備でございます。

施設の整備に当たりましては、要介護者が能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、地域的偏在やサービスの質の向上に留意しながら整備を行うとしております。

掲載しております表の右側から、施設の種類、現在までの整備の状況、そして、表の一番右側に第8期中の整備計画を掲載しております。表の一番下のほうにありますように、第8期には7つの施設を整備するとしております。

次に、ページ下のほうでございますが、介護保険料の設定でございます。

各種推計を基に算定いたしました第8期の介護保険料の基準額が6500円となります。これは第7期と同額となります。

次に、13ページをお願いいたします。

国の方針に基づきまして、中長期的な事業費と第1号被保険者保険料の見込みを行っております。

なお、介護保険制度は3年ごとに大きな改正が行われておりますので、現在把握しております介護保険制度の改正の内容を反映したもので推計を行っております。

中長期の介護給付サービス費の推計の表を掲載しておりますが、表の中ほど、網かけしてある箇所を御覧ください。

第8期計画の初年度に当たります令和3年度の介護給付サービス費は約132億円となって

おりますが、9年後の令和12年度には約142億円、団塊のジュニア世代が65歳以上となる19年後の令和22年には約148億円を推計いたしております。

この推計に基づきます中長期の月額保険料基準額は、ページ一番下の図のようになります。第8期の6500円から、第11期は7800円、第14期は9200円と見込まれます。

これらの見込み等を踏まえまして、中長期的な視点に立ち、将来にわたって介護保険事業の安定運営に向けた施策を検討していく必要があるといたしております。

以上で、所管事務調査、第8期八代市介護保険事業計画等の策定に関する説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、本件について、何か質疑、御意見等はございませんでしょうか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、八代市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定についてを終了いたします。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） それでは、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び請願1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって文教福祉委員会を散会いたします。

（午後0時21分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年12月14日

文教福祉委員会

委員長